

返金制度の例

1. 採用者が甲に最初に出社した日から下表に定める保証期間にて、辞職した場合(但し、死亡、病気及び甲の責に基づく事由に起因する場合は除く)は、甲は乙に対し、第4条に基づき支払われた報酬に下表に定める返金率を乗じた金額を返還請求できるものとする。

保証期間	返金率
出社後1ヶ月以内に辞職した場合	80%
出社後2ヶ月以内に辞職した場合	50%
出社後3ヶ月以内に辞職した場合	20%

2. 前項に定める場合を除くほか、甲は乙に対し、報酬の全部または一部の支払いを拒絶し、また支払い済みの報酬の全部または一部の返還を求めることはできない。